

国指定 重要文化財

三木造十一面観音立像

大正六年八月十三日指定

所在地 山口市八幡馬場八三番地

この像は寺伝によれば大内氏の祖である琳聖太子が百済国から来朝したときに请来されたものと伝えられている。中国唐代の作と考えられる。一木造り、素地で材は楠とも桜ともいわれはつきりしない。後には大内政弘の念持仏として、宮野の泊瀬観音堂の本尊になっていたが、堂の荒廃にもなつて神福寺に移され祀られている。

秘仏のためふだんは公開されていない。蓮華座の上に立つ高さ四九五cmの小像であるが、製作年代が古いことと作りがすぐれていることにより、指定されている。十一面観音の特徴は頭上に十一面の化仏を載せていることと、祈念すれば現世利益十種と来世の果報四種の功德があるといわれている。

本像は化仏の多くが脱落しており、五面しか残っていない。また両手の指先、鼻頭や口唇に破損している所があるのは惜しいことである。

秘仏であるので、通常は拝することができない。

山口県教育委員会

山口市教育委員